

補助金調書

補助金名	文化財事業費補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化財活用部文化財活用課 (TEL 092-711-4666)	
交付先	団体	一般社団法人 歴史と自然をまもる会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	本市における文化財の活用・普及啓発活動を、福岡県・福岡市と連携して積極的に実施しており、このような事業を達成し得る団体が限定されるため。					
補助開始年度	昭和45	年度	経過年数	51	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>[目的] 地域社会における文化財保護をはかるため、文化財愛護意識の啓発活動を積極的に行い、本市の文化財保護行政に寄与することを目的とする。</p> <p>[補助対象事業] 文化財の普及活動事業(歴史探訪・歴史講座等)にかかる経費の一部を補助する。</p>					
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	<p>【継続に関する検証-補助金ガイドラインより】</p> <p>①すでに制度開始時の目的が達成されていないか 本補助金の目的は、地域社会における文化財愛護意識の啓発活動を促進し、本市の文化財保護行政に寄与することを目的とする。福岡市民の文化財愛護意識の醸成のため、今後も継続的に地域社会における文化財の普及・啓発活動を活性化させる必要がある。</p> <p>②社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか 社会情勢の変化により、文化財の保存及び活用は、行政だけではなく地域社会も含めて行っていこうという気運が高まってきている。したがって、地域社会における文化財愛護意識醸成を目的とする普及・啓発活動に対して補助を行う本補助金の必要性・公益性は、保たれていると考えられる。</p> <p>③今後も補助による効果が十分に期待できるか 補助対象である歴史探訪事業、歴史講座事業等は、福岡市の文化財をわかりやすく地域社会に発信し、福岡市の歴史文化を学ぶ場を提供するものである。今後もこれらの事業を継続することによって、福岡市民の文化財愛護意識が高まることが期待できる。</p> <p>④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか 本補助対象事業について、市域全域でかつ継続的に文化財の普及啓発活動を行っている団体は、現交付先団体に限定されている。しかし、公平性の観点から、令和3年度からは特定団体への補助は見直しを行う。</p> <p>⑤補助金ではなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか 地方公共団体は「周到の注意をもって」、「国民的財産」である文化財の保存および活用が適切に行われるようつとめなければならない(文化財保護法第3条)。福岡市民の文化財愛護意識を広範囲かつ継続的に向上させていくためには、本補助金をもって、地域社会における文化財の普及啓発事業を支援することがのぞましい。</p>					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>[補助対象経費] 文化財の普及活動事業にかかる経費のうち、人件費・需要費・委託費・備品購入費・報償費・印刷宣伝広告費。</p> <p>[補助金額の算定方法] 予算に定める範囲内で必要と認める額(令和2年度予算491千円)。</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1件	1件	1件		
	491千円	977千円	1,150千円	1,150千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>市民を対象とした、本市および県内各地を中心とする自然・歴史の探訪活動や歴史講座の開催、機関誌の定期刊行(年6回)及び配布等を実施することにより、文化財愛護意識の高揚を図った。</p> <p>平成31・令和元年度 歴史探訪・歴史講座参加者 2128人 平成30年度 歴史探訪・歴史講座参加者 2721人</p>					
補助金交付 による効果	地域社会における文化財保護を図るため、文化財愛護意識の啓発活用を積極的に行い、本市の文化財保護行政に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。